

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

(港湾課)

一

### 告 示

○地籍調査事業計画の変更

(地域復興支援課)

二

○形質変更時要届出区域の指定

(環境対策課)

三

○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請

(循環型社会推進課)

五

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定

(障害福祉課)

五

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退

(同)

五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(同)

六

### 公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定

(障害福祉課)

六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の変更の届出

(同)

六

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の辞退の届出

(同)

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の中止の公告

(契約課)

六

○県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

教育委員会

七

## 規 則

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一号

港湾施設等管理条例施行規則の一部を改正する規則

港湾施設等管理条例施行規則(昭和三十八年宮城県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

養 兵 録 三 十 五

備考	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号(保障契約証明書を有している場合)
	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書を有している場合の 記入事項 ① 保険者等の氏名又は名称 ② 保障契約の証書の番号 ③ 保障契約の有効期間 ④ 燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・てん補する契約となっているか ⑤ 保障限度額
	過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無	【有・無】

さ

備考	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書等の番号(保障契約証明書を有している場合)
	保障契約締結の有無 【有・無】	保障契約証明書を有している場合の 記入事項 ① 保険者等の氏名又は名称 ② 保障契約の証書の番号 ③ 保障契約の有効期間 ④ 燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・てん補する契約となっているか ⑤ 保障限度額
	過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無	【有・無】

に改める。

附 則  
(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第三号の規定は、令和二年十月一日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の港湾施設等管理条例施行規則の規定による様式第三号については、当分の間、改正後の港湾施設等管理条例施行規則の規定による様式第三号とみなす。

告 示

○宮城県告示第八百八十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、令和二年度地籍調査事業計画を次のとおり変更した。

令和二年十一月十三日

一 調査を行う者の名称

白石市

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 調査地域

名称	調査地域
変更前	字 兎 作 等 九 単 位 区 域 字 北 町 裏 等 八 単 位 区 域 字 延 命 寺 北 等 三 単 位 区 域 字 柳 川 原 等 六 単 位 区 域 字 上 堰 等 八 単 位 区 域
変更後	字 兎 作 等 九 単 位 区 域 字 北 町 裏 等 八 単 位 区 域 字 延 命 寺 北 等 三 単 位 区 域 字 柳 川 原 等 九 単 位 区 域 字 上 堰 等 八 単 位 区 域

三 調査期間

地籍調査費負担金交付決定に定められた日から令和三年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百八十八号

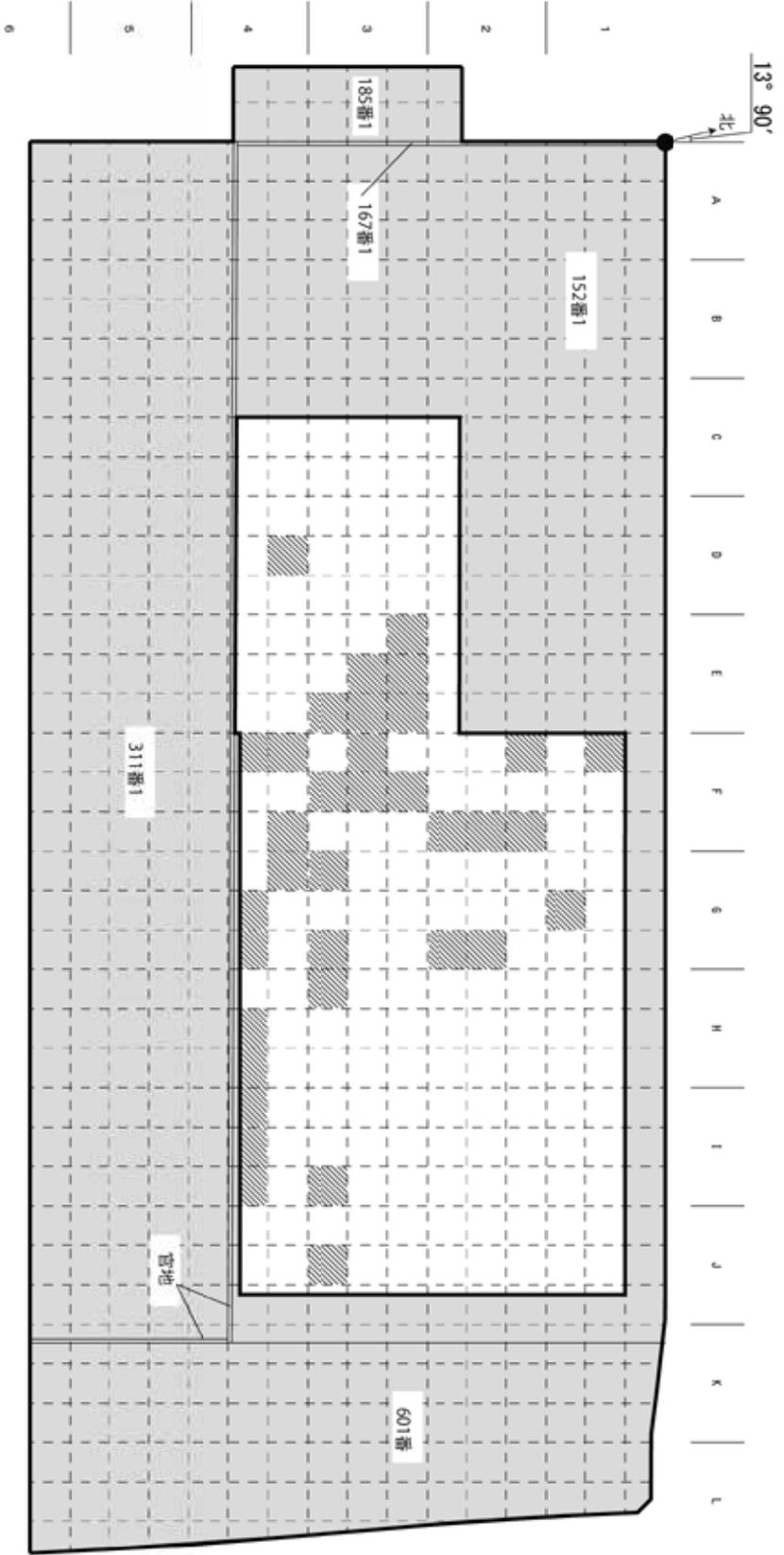
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

令和二年十一月十三日

一 形質変更時要届出区域

大崎市古川中里六丁目百五十二番一の一部とし、次の図のとおりとする。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



凡例

- : 起点
- - - : 単位区画
- : 筆の境界線
- : 敷地境界
- ▨ : 調査の対象とならない区域 (土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の規定等による。)
- ▨ : 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は、大崎市古川中里六丁目167番1の最北端とする。

<格子の回転角度> 13° 90'

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。



二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合して  
いない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、シアン化合物並びに鉛及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質  
の種類

クロロエチレン、一・二ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、セレン及びその化合物、ふっ  
素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

○宮城県告示第八百八十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下「法」という。）第十  
五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、産業廃棄物  
処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」  
という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供  
する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を  
提出することができる。

令和二年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 宮城りんかいアスコン株式会社

2 所在地 宮城県多賀城市栄二丁目二百十七番地六

3 代表者の氏名 金澤 弘孝

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県多賀城市栄二丁目二百十七番地六

三 産業廃棄物処理施設の種類

木くず又はがれき類の破砕施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令  
第三百号）第七条第八号の二）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類

五 申請年月日

令和二年十月二十一日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）  
2 縦覧期間 令和二年十一月十三日から令和二年十二月十四日まで（午前八時三十分から午後五  
時十五分まで）  
七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和二年十二月二十九日

2 提出場所 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人に  
あつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語によ  
り記載すること。）

○宮城県告示第八百九十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者  
手帳の交付のために診断を行う医師として、令和二年九月十七日次の者を指定した。

令和二年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
青柳 肇 <small>あおやなぎ 肇</small>	内 科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号
中西 史 <small>なかにし ちかし</small>	外 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
日下 彬子 <small>ひげさか 彬子</small>	外 科	塩竈市立病院	塩竈市香津町七番一号

○宮城県告示第八百九十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の  
医師から、指定の辞退があつた。

令和二年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
水沼 史彦 <small>みずぬま 史彦</small>	整形外科	大崎西整形外科	大崎市古川新田字川原前二百九十七番地

牧野 聖	腎 臓 内 科	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
------	---------	------------------

○宮城県告示第八百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和二年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四一〇二一〇五六一	事業所の名称及び所在地	ホームケア土屋東北石巻市千石町二丁目四六	指定障害福祉サービスの種類	居宅介護 重度訪問介護	設置者名	株式会社土屋	指定年月日	令和二年十一月一日
-------	------------	-------------	----------------------	---------------	----------------	------	--------	-------	-----------

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	なかうら薬局	所 在 地	石巻市中浦一丁目二一〇二十四	指 定 年 月 日	令和二年十月一日
	なかまち薬局		石巻市相野谷字飯野川町二百六一三十一		令和二年十月一日
	スズキ薬局		巨理郡山元町山寺字山下四十一		令和二年十月一日
	調剤薬局ツルハドラッグ 宮城色麻店		加美郡色麻町四竈字瀧百四十九一		令和二年十月一日
	医療法人社団健育会大 崎ひまわり訪問看護ステーション		大崎市古川三日町二丁目三一四十三		令和二年十月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所在地
変更前	さくら薬局 栗原市瀬峰長者原三十七一四
変更後	さくら薬局瀬峰店 栗原市瀬峰長者原三十七一四
変更前	ひかり薬局古川 大崎市古川千手寺町一丁目六一十四
変更後	ひかり薬局古川 大崎市古川七日町五一十一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞退年月日
なかうら薬局	調 剤	石巻市中浦一丁目二一〇二十四	令和二年九月三十日
なかまち薬局	調 剤	石巻市相野谷字飯野川町二百六一三十一	令和二年九月三十日
石巻赤十字病院	外心臓脈管科	石巻市蛇田字西道下七十一	令和二年十月一日

○令和二年十月九日付けで公告した次の政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る一般競争入札を中止する。

令和二年十一月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札を中止する事項
  - 1 調達案件及び数量 タブレット端末保管庫 一式
  - 2 納入期限 令和三年三月十八日(木)
  - 3 納入場所 宮城県仙台第一高等学校ほか
  - 二 入札を中止する理由
  - 仕様書に不備があったため。
  - 三 その他
- この入札中止の公告の内容についての問い合わせ先は、次のとおりとする。

〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
 宮城県出納局契約課物品班(担当 影山 裕也 電話〇二二―二二―三三三三)

### 教育委員会

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月十三日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十三号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則(昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

四四
三八
三六

を

三一
四四
三八

に改め、同表宮城県立小松島支援学校の項中

二八
二八
三四

を

二二
二八
二八

に改め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中

一七
----

を

二〇
----

に

に改め、同表宮城県立石巻支援学校の項中

三八
四二
四六

を

二七
三八
四二

に

改め、同表宮城県立気仙沼支援学校の項中

二四
一九

を

一九
二四

に改め、同表宮

城県立名取支援学校の項中

一七
二三
二四

を

二七
一七
二三

に改め、同表宮城

県立角田支援学校の項中

二七
二七
三五

を

二二
二七
二七

に改め、同表宮城県

立迫支援学校の項及び宮城県立金成支援学校の項中

一九
二七

を

一九
一九

に改め、

同表宮城県立古川支援学校の項中

三八
二七

を

一九
三八

に改め、同表宮城県立船

岡支援学校の項中

三年
二〇

を

三年
二三

に改め、同表宮城県立山元支援学校の項

中

三〇
四一

を

三〇
三〇

に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

二七
二五
三三

を

一七
二七
二五

に改める。

#### 附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。